外環・青梅街道インターチェンジ問題　主な経緯　　2015．5.23

◎元関町一丁目町会（須山直哉町会長）は、東京外環道が高架式で計画されていた時代から、住民生活破壊に対して絶対反対で取り組んできた。
◎１９９９年に石原都知事が、外環道について「自動車専用部の地下化を基本として計画具体化に取組む」と表明する状況に対し、須山町会長がＰＩ委員となり、町会に「外環道路計画対策委員会」を設置し、青梅街道インターチェンジが設置される動きに反対してきた。

２００２年１１月２９日　東京環状道路有識者委員会が最終提言
「外環道はインターなし地下案を検討の基本に」

２００３年１月　岩波練馬区長（当時）７区市首長会議にて、「青梅街道インターを建設しないのであれば、外環道本線の建設には協力できない」と表明

２００３年３月１４日　扇千景国土交通大臣と石原都知事の連名記者発表
外環道を「大深度地下方式」で整備する方針を発表。
青梅街道ＩＣについては「さらに地元の意向を把握する」と含みを残す。

２００３年６月２７日　杉並区が「青梅街道インターチェンジは設置しない」方針発表

２００３年１０月３１日　石原伸晃国土交通大臣閣議後の記者会見で、青梅街道インターチェンジを設けない方針を表明。「関越、中央、東名の３高速道路を接続するジャンクションだけのＩＣ無しで整備を急ぐ考え」（日経新聞報道）。

２００４年７月　練馬区が「外環に関する区民アンケート」発表。
「区全体の７割、沿線地域の６割強がインターチェンジに賛成」。
※しかし、杉並区が実施したアンケートとは異なり、関町南など地元対象の調査はされず。

２００４年１０月２１日　「ＰＩ外環沿線協議会２年間のとりまとめ」
「昭和４１年の都市計画決定には、反省すべき点があり、住民に大変な迷惑をかけている…。この反省に立ち、今後とも、地域住民が十分に満足できる対応を心がける」。

２００５年９月　国と都「東京外かく環状道路についての考え方」発表。
青梅街道ＩＣについて、「ハーフインター」とする案が公表される。

２００６年２月　元関町一丁目町会で、青梅街道インターに関する地元アンケート調査
「インターは不必要」が９０．６８％（回収枚数８５９枚　回収世帯４６２世帯）

２００６年５月　元関町一丁目町会が呼びかけた「青梅街道インターと地上部街路に反対する署名」を国交省・東京都・練馬区に提出。最終的に１万５１４３筆にまで至る。

２００６年７月１８日　外環「都市計画変更案」及び「環境影響評価」に対して「青梅街道インター反対」趣旨の意見書９０８通を提出。上石神井団地や杉並区からの集約を加えると、１５００通。総数２４８３通のうち、３分の１以上が青梅街道インター反対意見。

２００７年３月１６日　都市計画審議会で外環本線地下化の都市計画変更決定

２００７年５月１０日　「地域ＰＩ」開催にあたって、町会がインター撤回の意見書。その結果、青梅街道インター地域では事業化に必須とされた「地域課題検討会」は開催されず。

２００８年２月３日　志村区長（当時）との意見交換会に住民約１００人が参加
※これを受け、練馬区の仲介で、国・都と町会との「青梅街道インターについての原点からの話し合い」が９回もたれたが、行政側から一方的終了が提案され、宙に浮いたまま。

２００９年１２月１８日　事業説明会
町会として、「国交省が測量などの名目で町内に一切立ち入らないこと」を申し入れ。
その後、町会内で井戸調査・地質調査・測量調査は行われていない。

２０１３年８月２５－２６日　「道路区域の決定及び区分地上権設定に関する説明会」。
道路区域決定強行に対して、町会のもとに「生活と権利を守る元関町会地権者の会」結成。

２０１３年１１月１６日より、青梅街道インター地域の一部移転希望者に、国交省と測量業者が測量を開始。隣接地住民が測量立ち合いを拒否。測量はほとんど進行していない。

２０１４年３月２８日　国交省が「都市計画事業」と「大深度地下使用」の事業認可

７月２５日　説明会（上石神井小学校）で、国交省は、「シールドトンネルが地中で接合する地中拡幅部について、範囲を見直す」として、都市計画変更の素案を打ち出す。
事業認可直後の都市計画変更は異例。上石神井の一部に「区分地上権」が拡大する。

７月２８日　国交省は、大泉ＪＣＴ・中央ＪＣＴ・東名ＪＣＴの３カ所について、未買収地に対して８月下旬より土地収用法に基づく立ち入り調査を始めると発表。
※３カ所のＪＣＴでの買収率は５割～６割。青梅街道インターでは数％に過ぎない。

●９月１８日　青梅街道インター事業認可取り消し訴訟提訴。
須山直哉町会長をはじめ原告１０人。うち地権者が６人。町会をあげた裁判となっている。

２０１５年２月　移転希望宅３軒（それ以前に１軒）が「逆収用」申請し、測量。

３月８日　町会主催住民集会で、「青梅街道インター問題が決着するまでは、『家屋調査は受け入れない』『今後実施するとした場合には、町会としてまとめて対応する』と決議し、その後国交省・ＮＥＸＣＯに通知。

①外環高架式計画時代から、須山町会長を先頭に、町会としての反対運動が継続してきた（署名運動・アンケート・町会としての測量拒否 etc）歴史的大きさ。
②青梅街道インター設置決定に対し、２００５年～地域住民の自主的な行動体を立ち上げ、町会と連携してアクティブに行動を展開してきたこと。外環ネットなどとの連携。
③２０１３年「道路区域決定」→測量開始に対し「地権者の会」結成し組織的な測量拒否で対決。「２０２０年東京五輪までの外環本線完成」との関係でインターを時間切れに追い込む。
④測量拒否を支える「車の両輪」としての裁判闘争。「地権者の会」「支える会」の拡大へ。

青梅街道ＩＣ

国交省が測量開始

東京外環道　地元町会は中止要請

毎日新聞　2013.12.5

青梅街道インターチェンジの建設に反対する住民が11月24日に開いた集会＝練馬区上石神井南町で



東京外郭環状道路（外環道）の練馬区―世田谷区間・16㌔に設置する青梅街道インターチェンジ（ＩＣ、練馬区関町南1など）を巡り、用地買収に向けて測量を始めた国土交通省と地元住民の溝が埋まらない。ＩＣ設置に伴い、約100棟が移転を余儀なくされるため、建設に反対する元関町1丁目町会（須山直哉会長）は先月24日に住民集会を開き、同28日には国交省へ測量を中止するよう申し入れた。【戸上文恵】

同町会によると、国交省は11月16、17、23、24の4日間、移転希望者の土地の測量を行ったという。

一方、24日は住民集会も開かれ、約100人が参加。「住民同士を分断するやり方は許せない」「住宅地の真ん中にダムを造るようなもの。地権者以外の地域に残る人にとっても地獄だ」などの意見が相次ぎ、ＩＣ建設反対を訴える決議を採択した。

集会には小田急線の高架化事業を巡り、沿線住民が国に事業認可の取り消しを求めた訴訟などを担当した武内更一弁護士も出席。「国は2020年の東京五輪までに外環道を完成させたいはず。用地の測量、買収に応じないことでＩＣ建設を時間切れに追い込むことができる」と説明し、「個人として対応せず、町会として一致団結していくことが大事だ」とアドバイスした。

外環道は都心から半径約15㌔を環状につなぐ総延長約85㌔の有料道路。1966年に都市計画決定され、2007年に練馬区―世田谷区間は高架方式から深さ40㍍以上に地下化する方式へ変更された。練馬区は区内の道路の渋滞緩和などを理由に外環道の整備とともにＩＣ設置を求めている。

毎日新聞（都内版）

2014年（平成26年）9月19日（金）　毎

認可取り消し求め提訴

青梅街道ＩＣ　住民10人「住環境破壊」

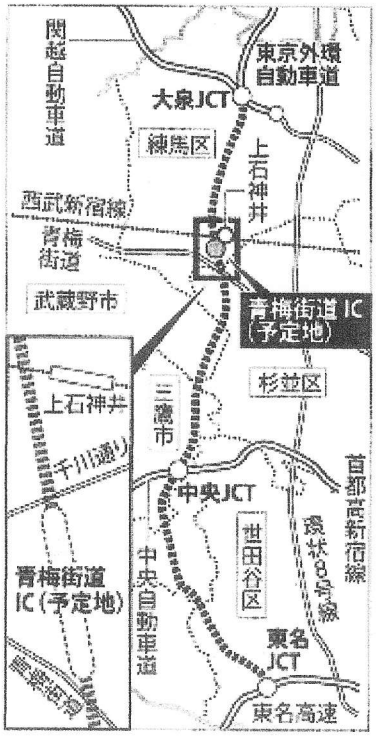
東京外郭環状道路（外環道）の練馬―世田谷間（16㌔）に計画されている青梅街道インターチェンジ（ＩＣ）を巡り、計画に反対する練馬区内の地権者と町会長ら住民10人が18日、国を相手取りＩＣ建設の認可取り消しを求めて東京地裁に提訴した。同ＩＣは「住環境を破壊し、住民の基本的人権を侵害する」などと訴えている。

外環道（総延長約85㌔）は都心から半径約15㌔の地点を環状につなぐ。1966年に計画決定され、練馬―世田谷間は2007年、高架から深さ約40㍍の地下化に変更された。

同ＩＣは当初、練馬と杉並両区にまたがる計画だったが、03年に山田宏・杉並区長（当時）が大気汚染や騒音・振動などの懸念から反対を表明。同区内は予定地から外され、南向き車線の一般道との接続はなくなった。一方、練馬区は渋滞緩和などを理由に外環道とＩＣの建設を一体で求めており、国は今年3月、計画を認可し予定地の収用を公告した。

訴状では、同ＩＣ建設は、第1種低層住宅専用地域の環境を大きく破壊する▽関越道練馬ＩＣへの所要時間が10分程度しか短縮されず公益性に乏しい▽住民の環境権、人格権、財産権を侵害する――などとし、予定地の練馬区関町南1、同区上石神井南町の収用取り消しを求めている。

東京地裁で記者会見した元関町1丁目町会長の須山直哉さん（89）は「ＩＣは生活道路を分断し、高齢者の生活に支障を生む。排ガスは子供にも影響を及ぼす」と訴えた。【近藤浩之】



東京外環道青梅街道ＩＣ事業認可取消請求訴訟

訴訟の名称：東京外環道青梅街道ＩＣ事業認可取消請求訴訟

担当裁判所：東京地方裁判所民事第３部A2係(舘内比佐志裁判長) 地裁522号法廷

請求の趣旨：① 国土交通大臣が2014年（平成26年）3月28日付で国土交通大臣に対してした東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線の都市計画事業の承認（国土交通省告示第395号）＝「**本件承認**」

② 東京都知事が同日東日本高速道路㈱並びに中日本高速道路㈱に対してした同都市計画事業の認可（東京都告示第407号）＝「**本件認可**」

のうち事業地の収用の部分を次の地域とする部分を取り消す。

(1)東京都練馬区関町南１丁目 (2)東京都練馬区上石神井南町

（＝東京外郭環状道路の都市計画事業認可等のうち「青梅街道ＩＣ」の地表開削工事部分＝「**本件事業地**」）

原　　告：須山直哉ほか（計10名）

（本件事業地内およびそれに近接する場所に不動産を所有する住民）

訴訟代理人：東京都港区虎ノ門１丁目12番14号 虎ノ門マスターズ４階

虎ノ門合同法律事務所（TEL03-3503-7714、FAX03-3503-7716）

弁護士 武 内 更 一、弁護士 遠 藤 憲 一

被　　告：国（処分行政庁国土交通大臣） 代表者法務大臣 上 川 陽 子

東京都（処分行政庁東京都知事）代表者東京都知事 舛 添 要 一

法令上の根拠：行政事件訴訟法３条１項、２項

請求の原因（請求の理由）

本件事業では、本件事業地において地表からの開削工法による掘割構造の「青梅街道インターチェンジ」の設置（**本件ＩＣ設置事業**）が計画されているところ、原告等は、

(1)　本件ＩＣ設置事業は、憲法13条、29条によって保障されている人格権、環境権および財産権を不当に侵害する違法な事業であること、

(2)　そのような事業の施行のためになされた本件承認および認可が内容において都市 計画法61条（都市計画との適合性）に違反していること、

①　第一種低層住居専用地域としての環境の破壊
　ⅰ騒音　ⅱ大気汚染　ⅲ災害発生時の避難の支障
②　地域及び道路の分断による生活環境の破壊
③　財産価値の下落

(3)　本件承認および認可が都市計画事業認可等の申請手続において都市計画法60条に定める申請手続き（実測平面図の添付）に違反していること

を理由として、本件承認および認可（＝**本件処分**）のうち、事業地の収用の部分を本件事業地とする部分の取消しを求める。

提訴時期：対国　2014年（平成26年）9月18日提訴
　　対都　2014年（平成26年）9月25日提訴

審理経過：**第1回口頭弁論**　2014年（平成26年）11月26日11：00
　原　告：訴状陳述、本人意見陳述２名、代理人陳述１名
　　原告第１準備書面陳述（国に求釈明（承認、認可について）
　被告国：答弁書陳述「本件訴えの却下および請求棄却を求める」
　被告都：答弁書陳述「請求棄却を求める」
第2回口頭弁論　2015年（平成27年）3月4日10：30
　原　告：原告第２準備書面陳述（有識者委員会の「最終提言」）
　　原告第３準備書面陳述（国に求釈明（告示、実測平面図、違法性の主張への反論等について））
　　代理人陳述２名
　被告国：国準備書面(1)陳述（違法性の主張への反論無し）
　被告都：都準備書面(1)陳述（違法性の主張への反論不備）
第3回口頭弁論　2015年（平成27年）6月10日11：00（予定）
　原　告：国準備書面(1)および都準備書面(1)に対する反論の予定
　被告国と都：訴状の違法性の主張に対する反論の予定